

承認第 2 号

専決処分の承認について

（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例）

緊急を要したため、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分により別紙のとおり条例
を定めたので、報告するとともに承認を求める。

令和 7 年 8 月 7 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

提案理由

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

